

# Chapter 1

## R4年度の税制改正

Sec	内 容	適用時期	理論対策	計算対策
1	未成年者控除に係る改正項目	R4.4.1～	△	○
2	住宅取得等資金に係る改正項目	R4.1.1～	○	○

※ 理論集の改訂箇所についても収載しています。

# 未成年者控除に係る改正項目

20歳とされていた成年年齢を18歳に引き下げ、男性が18歳、女性が16歳とされていた婚姻開始年齢について、男女とも18歳とする成年年齢の改正が行われました。

なお、令和4年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

## 1 適用要件等（法19の3）

### 1. 適用対象者

相続又は遺贈により財産を取得した者で、次のすべての要件を満たすものであること

- (1) 居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者<sup>\*01</sup>
- (2) 法定相続人
- (3) 18歳未満の者<sup>\*02</sup>

(注) 相続を放棄したことにより、相続人に該当しないこととなった場合でも、法定相続人に該当すれば適用があります。

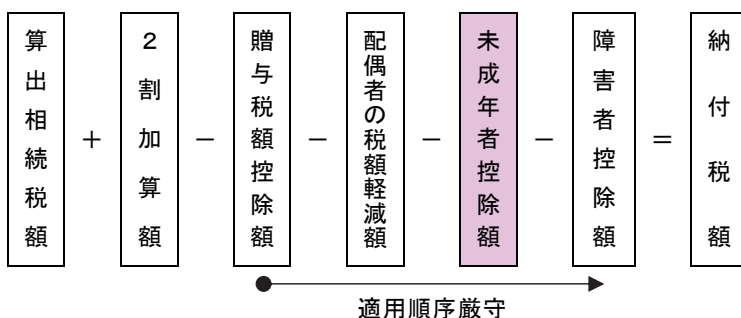
<sup>\*01</sup> 無制限納税義務者に適用される規定となります。

<sup>\*02</sup> 民法改正に伴い、令和4年4月1日以後の相続等から18歳未満の者となります。

### 2. 納付すべき相続税額

$$\left[ \begin{array}{l} \text{算出税額} \\ \text{〔配偶者の税額軽減までを} \\ \text{適用して計算した金額〕} \end{array} \right] - \text{未成年者控除額} = \text{納付税額}$$

<各税額控除項目の適用順序>



### 3. 控除額

【基本算式】

$$10\text{万円} \times (18\text{歳} - \text{その者の年齢}(1\text{年未満切捨})) \text{ } ^{*03}$$

【コメント】

- ・〇〇は法定相続人でないため適用なし
- ・〇〇は居住(非居住)制限納税義務者のため適用なし

<sup>\*03</sup> 相続開始時に胎児である場合において、胎児が無事生まれてきたときは、その胎児に係る未成年者控除額は180万円となります。

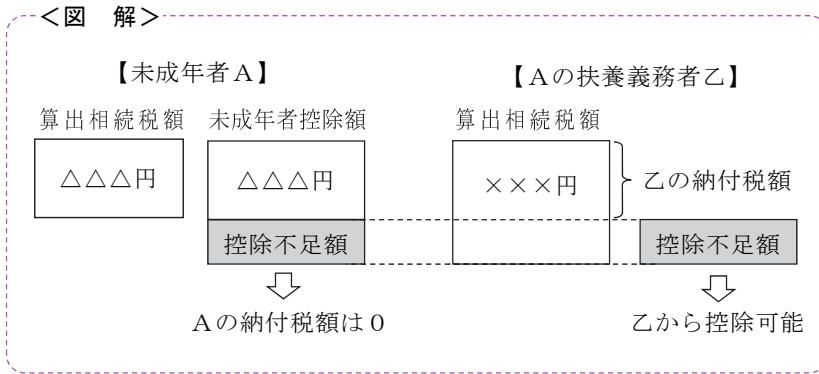
## 2 控除不足額がある場合の扶養義務者からの控除

### 1. 内 容 (法19の3②)

控除不足額がある場合には、その不足額はその者の扶養義務者<sup>\*01)</sup>で今回の被相続人から財産を取得したものの算出相続税額(配偶者の税額軽減適用後の金額。以下同じ。)から控除し、その控除後の金額がその扶養義務者の納付すべき相続税額となります。<sup>\*02)</sup>

<sup>\*01)</sup> 扶養義務者の範囲は配偶者、直系血族、兄弟姉妹、三親等内の親族で同一生計者等です。

<sup>\*02)</sup> 未成年者が成年に達するまでの養育費の負担を考慮し設けられているのが未成年者控除ですから、未成年者本人から控除できない金額はその未成年者の扶養義務者から控除できます。なお、扶養義務者が制限納税義務者であるか、未成年者であるかどうかは問いません。

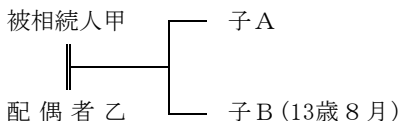


### 2. 扶養義務者の数に応じた控除額

扶養義務者の数	控 除 額
1 人	扶養義務者の算出相続税額から全額控除します。
2 人以上	(1) 扶養義務者全員の協議により控除額を定め、申告書を提出した場合 → 申告書に記載した金額を控除します。
	(2) (1)以外の場合 <sup>*03)</sup> 控除不足額 × $\frac{\text{その扶養義務者の算出相続税額}}{\text{各扶養義務者の算出相続税額の合計額}}$

<sup>\*03)</sup> その扶養義務者が被相続人の配偶者である場合には、配偶者の税額軽減額を控除した後の算出税額に基づきあん分します。

次の資料により未成年者控除額を求めなさい。



納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

	配偶者乙	子 A	子 B
算出相続税額	1,000,000	600,000	200,000
贈与税額控除額		△ 300,000	△ 100,000
配偶者の税額軽減額	△ 500,000		
未成年者控除額			
納付税額			

解答

(単位：円)

$$\begin{aligned}
 & \text{子 B : } 100,000 \times (18\text{歳} - 13\text{歳}) = 500,000 \\
 & 500,000 > 200,000 - 100,000 = 100,000 \\
 & \therefore 500,000 - 100,000 = 400,000 \text{ (控除不足額)}
 \end{aligned}$$

[各扶養義務者のあん分額]

$$\left. \begin{array}{l} \text{配偶者乙} \\ \text{子 A} \end{array} \right\} 400,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{\text{※}^1 500,000}{\text{※}^1 500,000 + \text{※}^2 300,000} = 250,000 \\ \frac{\text{※}^2 300,000}{\text{※}^1 500,000 + \text{※}^2 300,000} = 150,000 \end{array} \right.$$

$$\begin{aligned}
 \text{※}^1 \quad & \text{乙 } 1,000,000 - 500,000 = 500,000 \\
 \text{※}^2 \quad & \text{A } 600,000 - 300,000 = 300,000
 \end{aligned}$$

解説

控除不足になった者の誰が扶養義務者であるかは資料に与えられませんので、扶養義務者の範囲として配偶者、直系血族、兄弟姉妹を押さえておきましょう。

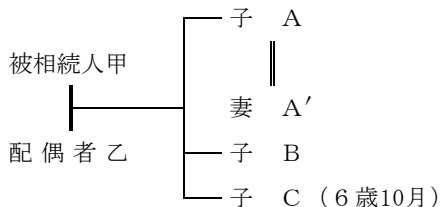
納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

	配偶者乙	子 A	子 B	
算出相続税額	1,000,000	600,000	200,000	
贈与税額控除額		△ 300,000	△ 100,000	
配偶者の税額軽減額	△ 500,000			
未成年者控除額	△ 250,000	△ 150,000	△ 100,000	控除不足額400,000円を乙とAにあん分する
納付税額	250,000	150,000	0	

被相続人甲の相続人等が相続又は遺贈により取得した財産に係る算出税額は次のとおりである。  
 この場合における各人の未成年者控除額を求めなさい。

なお、控除不足額がある場合には、配偶者の税額軽減適用後の算出相続税額から控除し、残額については他の扶養義務者の未成年者控除適用前の算出相続税額に基づいてあん分することを協議により定めている。



納付すべき相続税額の計算 (単位：円)

	配偶者乙	子 A	子 B	子 C
算出相続税額	1,200,000	600,000	300,000	200,000
贈与税額控除額		△ 200,000		
配偶者の税額軽減額	△ 900,000			
未成年者控除額				
納付税額				

解答

(単位：円)

$$\begin{aligned} \text{子 C} &: 100,000 \times (18\text{歳} - 6\text{歳}) = 1,200,000 > 200,000 \quad \therefore 200,000 \\ & 1,200,000 - 200,000 = 1,000,000 \end{aligned}$$

$$\text{配偶者乙} : 1,200,000 - 900,000 = 300,000 \leq 1,000,000 \quad \therefore 300,000$$

[各扶養義務者のあん分額]

$$\left. \begin{array}{l} \text{子 A} \\ \text{子 B} \end{array} \right\} (1,000,000 - 300,000) \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{400,000}{400,000 + 300,000} = 400,000 \\ \frac{300,000}{400,000 + 300,000} = 300,000 \end{array} \right.$$

※ A 600,000 - 200,000 = 400,000

解説

第67回(平成29年度)の試験では、控除不足額について扶養義務者全員の協議により控除する指示が与えられた問題が出題されています。

### 3 既控除者の控除限度額

#### 1. 内容

前回以前の相続において既に未成年者控除を受けていた場合には、今回の相続で未成年者控除を受けることができる金額は、前回までの控除不足額の範囲内に限られます。

なお、平成27年より20歳に達するまでの1年当たりの控除額が6万円から10万円に引き上げられたことにより、平成26年以前に未成年者控除の満額を既に控除していた者についても控除不足額が発生し、未成年者控除を受けることが可能です。

《控除限度額》

$100,000円 \times (18歳 - \text{最初に控除を受けたときの年齢}) - \text{既控除額}^{*01}$

\*01) 扶養義務者から控除された金額も含まれます。

金額

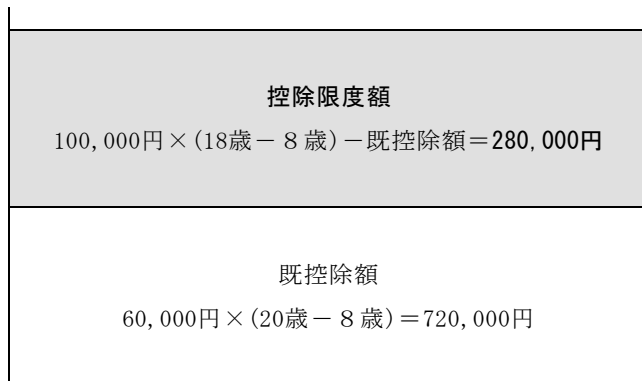
10万円

6万円

8歳  
前回の相続時

13歳  
今回の相続時

18歳



今回の相続における  
通常の控除額  
<  $100,000円 \times (18歳 - 13歳) = 500,000円$



いずれか低い金額  
∴ 280,000円

#### 【基本算式】

##### (1) 原則控除額

$10万円 \times (18歳^{*02} - \text{今回の相続時の年齢}^{(注)1})$

##### (2) 控除限度額

$10万円^{(注)2} \times (18歳^{*02} - \text{最初に控除を受けた時の年齢}^{(注)1}) - \text{既控除額}$

##### (3) (1)と(2)のいずれか低い金額

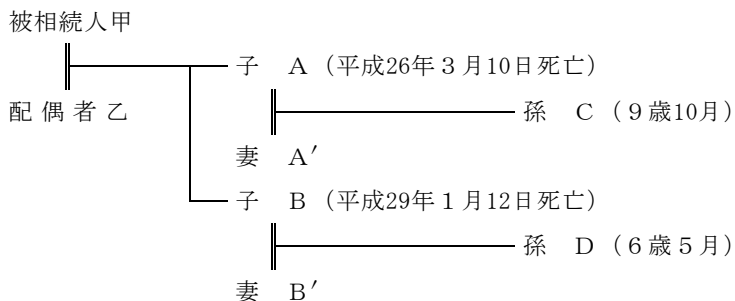
\*02) 民法改正に伴い、令和4年4月1日以後の相続から18歳となります。

(注) 1 1歳未満の端数切捨

(注) 2 前回の相続が平成26年以前でも18歳<sup>\*02</sup>に達するまでの年数1年につき、10万円で計算します。

次の資料に基づき、孫C及び孫Dの未成年者控除額を計算しなさい。

被相続人甲は、令和4年4月25日に死亡した。被相続人甲の相続人等は以下のとおりであり、全員が日本国籍を有し、日本国内に住所を有している。



- (注) 1 子Aの死亡時において孫Cは1歳9月で、未成年者控除1,140,000円の適用を受けている。  
 2 子Bの相続における遺産は、基礎控除額以下であった。

**解答**

- 孫C ①  $100,000円 \times (18歳 - 9歳) = 900,000円$   
 ②  $100,000円 \times (18歳 - 1歳) - 1,140,000円 = 560,000円$   
 ③ ① > ② ∴ 560,000円
- 孫D  $100,000円 \times (18歳 - 6歳) = 1,200,000円$

**解説**

- ① 孫Cの場合  
 「子Aの死亡時において孫Cは未成年者控除1,140,000円の適用を受けている。」という問題資料から被相続人甲の死亡に係る相続においては、控除限度額の範囲内で未成年者控除の適用を受けることができます。
- ② 孫Dの場合  
 「子Bの相続における遺産は基礎控除額以下」という問題資料から、子Bの死亡の際に相続税額は算出されておらず、未成年者控除の適用も受けていないことが判ります。したがって、被相続人甲の死亡に係る相続においては、通常通り未成年者控除の適用を受けることができます。

<未成年者控除額・障害者控除額の変遷>

未成年者控除		障害者控除		
		(一般)	(特別)	
昭和33年～47年	1万円	昭和47年	1万円	3万円
昭和48年～49年	2万円	昭和48年～49年	2万円	4万円
昭和50年～62年	3万円	昭和50年～62年	3万円	6万円
昭和63年～平成26年	6万円	昭和63年～平成26年	6万円	12万円
平成27年～	10万円	平成27年～	10万円	20万円

# 住宅取得等資金に係る改正項目

令和4年度の税制改正により、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税及び相続時精算課税の特例については、これらの適用期限が令和5年12月31日まで2年間延長される一方、非課税限度額が縮減されました。

なお、この改正は令和4年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

## 1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税

### 1. 適用要件等（措法70の2①②）

項 目	要 件 等	
適用期間	令和4年1月1日～令和5年12月31日まで	
対 象 者	贈 与 者	受贈者の直系尊属（父母又は祖父母等）
	受 贈 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者</li> <li>・ 贈与者の直系卑属（子又は孫等）</li> <li>・ 贈与年の1月1日において18歳以上</li> <li>・ 合計所得金額2,000万円以下の者</li> </ul>
対 象 財 産	金銭のみ	
住 宅 取 得 資 金 等 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅用家屋の新築</li> <li>② 中古住宅用家屋の購入</li> <li>③ 住宅用家屋の増改築</li> <li>④ ①から③とともに取得するその敷地の用に供されている土地等の取得</li> <li>⑤ 住宅用家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得</li> </ul>	
非課税金額 (受贈者ごと)	→ <u>500万円(1,000万円)</u> <small>(注)</small> <small>(注) *省エネ等住宅の場合には、カッコ書きの金額となります。</small>	

※ 省エネ等住宅とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋をいいます。

#### 【改正のポイント】

改正後の非課税金額については、契約の締結日にかかわらず、一律500万円又は1,000万円です。

また、非課税の対象者については、贈与年の1月1日において20歳以上から18歳以上に引き下げられましたが、これは民法の成年年齢の改正に伴うものであり、その適用時期は令和4年4月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます（以下同じ。）。



## 2 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例

### 1. 適用要件等（措法70の3①③）

項目	要件等
適用期間	平成15年1月1日～令和5年12月31日まで
対象者	贈与者 年齢要件なし
	受贈者 (特定受贈者) ・居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者 ・贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫 ・贈与年の1月1日において18歳以上
対象財産	金銭のみ
住宅取得等資金の用途	① 住宅用家屋の新築 ② 中古住宅用家屋の購入 ③ 住宅用家屋の増改築 ④ ①から③とともに取得するその敷地の用に供されている土地等の取得 ⑤ 住宅用家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得（平成23年1月1日以後の贈与から適用）
課税価格	住宅資金贈与者からの贈与財産のみ
特別控除額	① 平成22年度以後の贈与の場合 → 2,500万円 ② 平成21年度までの贈与の場合 → 3,500万円 {1,000万円(住宅取得等資金特別控除額)+2,500万円}
税率	一律20%

#### 【補足】既存住宅用家屋の要件に係る緩和措置

令和4年度の税制改正では、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税及び相続時精算課税の特例に共通する既存住宅用家屋の要件のうち、経過年数基準（築年数要件）が廃止され、耐震基準（耐震住宅適合要件）に一本化されました。

- 理論集の改訂箇所（該当ページ）について

## 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

### 1 贈与税の非課税 (措法70の2①) ❖❖❖

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした**特定受贈者**が、住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の**新築**、取得若しくは**増改築等**(以下「新築等」という。)又はこれらとともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てた場合において、同日までにその住宅用家屋をその**特定受贈者の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なく居住の用に供することが確実であると見込まれるときは**、その贈与により取得をした住宅取得等資金のうち**住宅資金非課税限度額**(既にこの規定の適用を受けた金額を控除した残額)までの金額については、**贈与税の課税価格に算入しない**。

### 2 住宅資金非課税限度額 (措法70の2②六) ❖

特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋の次の区分に応じ、その特定受贈者ごとにそれぞれ次の金額をいう。

(1) エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として一定のものである場合

… 1,000万円

(2) (1)以外の住宅用の家屋である場合

… 500万円

### 3 手 続 (措法70の2⑭⑮) ❖❖❖

①の規定は、**税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き**、贈与税の期限内申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載し、この規定による計算の明細書その他の一定の書類の添付がある場合に限り、適用する。

## 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税



## 1 贈与税の非課税 ❖❖❖

## (1) 適用要件 (措法70の2の3①)

平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に、個人(結婚・子育て資金管理契約締結日において18歳以上50歳未満の者に限る。)が、その直系尊属と信託会社との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等の法施行地にある営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入(以下「預入等」という。)した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額(既にこの規定の適用を受けた金額を控除した残額)に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

ただし、その個人のその信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない(以下②において同じ。)

## (2) 手 続 (措法70の2の3③⑦)

(1)の規定は、受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書とその結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、預入等をする日までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。ただし、この申告書の提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対し、その申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、その受贈者は、この申告書とその取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす(以下②において同じ。)

## 未成年者控除

### 1 未成年者控除額 (法19の3①) ❖❖

#### (1) 適用要件

相続又は遺贈により財産を取得した者（居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者を除く。）が被相続人の法定相続人に該当し、かつ、**18歳未満**の者である場合においては、その者については、算出相続税額（配偶者の税額軽減までの規定を適用して計算した金額。以下同じ。）から次の金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とする。

#### (2) 控除額

10万円×その者が**18歳**に達するまでの年数（1年未満切上）

### 2 扶養義務者からの控除 (法19の3②) ❖

控除を受けることができる金額が算出相続税額を超える場合においては、その超える部分の金額は、その控除を受ける者の扶養義務者の算出相続税額から控除し、その控除後の金額をもって、その扶養義務者の納付すべき相続税額とする。

### 3 既控除者の控除限度額 (法19の3③) ❖

①に該当する者がその者又はその扶養義務者について既に未成年者控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が控除を受けることができる金額は、次の金額の範囲内に限る。

10万円×(18歳－最初の相続開始時の年齢)－既控除額

## 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

### 1 適用要件（措法70の2の5①）❖

平成27年1月1日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年1月1日において18歳以上の者に限る。）のその年中のその財産に係る贈与税の額は、贈与税の一般税率の規定にかかわらず、贈与税の基礎控除後の課税価格に特例税率を乗じて計算した金額とする。

### 2 適用除外（措法70の2の5②）❖

その年1月1日において18歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途において贈与をした者の直系卑属となったときは、直系卑属となった時にその贈与をした者からの贈与により取得した財産については、**1**の適用はないものとする。

### 3 贈与税額の計算（措法70の2の5③）❖

**1**の適用を受ける財産（以下「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により**1**の適用を受けない財産（以下「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税の額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

(1) 特例贈与財産に対応する金額

$$A \text{ について特例税率を用いて計算した贈与税額} \times \frac{B}{D}$$

(2) 一般贈与財産に対応する金額

$$A \text{ について一般税率を用いて計算した贈与税額} \times \frac{C}{D}$$

A：贈与税の基礎控除及び贈与税の配偶者控除後の課税価格

B：特例贈与財産の価額

C：一般贈与財産の価額（贈与税の配偶者控除後の価額）

D：合計贈与価額（贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、贈与税の配偶者控除後の価額）

### 4 手続（措法70の2の5④）❖

**1**又は**3**の適用を受ける者は、贈与税の期限内申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）又は更正請求書にこれらの規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の一定の書類を添付しなければならない。

## 相続時精算課税制度



## 1 相続時精算課税の選択 ❖❖❖

## (1) 適用要件

## ① 一般の場合（法21の9①、措法70の2の6①）

贈与により財産を取得した者が贈与者の**推定相続人**（その贈与者の直系卑属である者のうちその年1月1日において**18歳以上**であるものに限る。）又は**孫**（その年1月1日において**18歳以上**であるものに限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において**60歳以上**の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、相続時精算課税の規定の適用を受けることができる。

## ② 事業承継の場合（措法70の2の7①、70の2の8）

贈与により特例受贈事業用資産を取得した**特例事業受贈者**又は特例対象受贈非上場株式等を取得した**特例経営承継受贈者**が贈与者又は特例贈与者の**直系卑属**である**推定相続人以外の者**（その贈与者又はその特例贈与者の孫を除き、その年1月1日において**18歳以上**である者に限る。）であり、かつ、その贈与者又はその特例贈与者が同日において**60歳以上**の者である場合には、その贈与によりその特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者又はその特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

## (2) 手続（法21の9②）

(1)の適用を受けようとする者は、贈与税の**期限内申告書の提出期間内**に(1)の贈与者からの贈与により取得した財産について**相続時精算課税選択届出書**を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## (3) 贈与税額の計算（法21の9③）

特定贈与者からの贈与により取得する財産については、その届出書に係る年分以後、**2**により、贈与税額を計算する。

## (4) 不適用

## ① 一般の場合（法21の9④、措法70の2の6②）

その年1月1日において**18歳以上**の者が同日において**60歳以上**の者からの贈与により財産を取得した場合にその**年の中途**においてその者の養子となったこと等の事由によりその者の**推定相続人**となったとき又は**孫**となったときには、推定相続人又は孫となった**時前**にその者からの贈与により取得した財産については、(1)①の適用はないものとする。

## 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例

**1 相続時精算課税の特例（措法70の3①） ❖❖❖**

平成15年1月1日から令和5年12月31日までの間にその年1月1日において60歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした**特定受贈者**が、住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築、取得若しくは増改築等(以下「新築等」という。)又はこれらとともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てた場合において、同日までにその住宅用家屋をその特定受贈者の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なく居住の用に供することが**確実**であると見込まれるときは、その特定受贈者については、**相続時精算課税の規定を準用する。**

**2 手 続（措法70の3⑫） ❖❖**

①の規定は、贈与税の**期限内申告書**にこの規定の適用を受けようとする旨を記載し、この規定による計算の明細書その他一定の書類の添付がある場合に限り、適用する。

**3 特例の取消しに係る修正申告等（措法70の3④） ❖❖**

特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年3月15日後遅滞なく新築等をした住宅用家屋をその特定受贈者の居住の用に供することが**確実**であると見込まれることにより相続時精算課税選択届出書を提出して①の規定の適用を受けた場合において、その住宅用家屋を**同年12月31日までにその特定受贈者の居住の用に供していなかったときは、その届出書を提出していなかったものとみなす。**

この場合において、その特定受贈者は、同年12月31日から**2月以内に**、①の規定の適用を受けた年分の贈与税についての**修正申告書**を提出し、かつ、その期限内にその修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。